

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號六第

卷四十三第

行發日一月六年七和昭

論叢

租稅賦課機關の問題 法學博士 神戸 正雄

利子に關する試論 文學博士 高田 保馬

國民所得の分配の型を論ず 經濟學博士 汐見 三郎

魚食論 法學博士 財部 靜治

時論

思想對策批判 經濟學博士 石川 興二

研究

集團に就いて 經濟學士 蜷川 虎三

支那國民經濟序説 經濟學士 大上 末廣

說苑

外米關稅の外米市價に及ぼす影響 經濟學士 八木芳之助

松江藩の人蔘專賣と維新後の處分 經濟學士 堀江 保藏

婚姻率の自律性に就いて 經濟學士 三谷 道麿

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第三十四卷總目錄

(禁轉載)

國民所得の分配の型を論ず

沙 見 三 郎

第一 國民所得の分配の研究

最近、我が國策の樹立の計畫と關聯し、又は其他の動機に刺戟せられて、國富統計の研究が可なり具體化せられて來たのである。統計局が其の傳統とする人口統計の研究より更に一步を進めて經濟統計の研究に志してゐるのであるが、國富統計の研究も此の傾向の一つの現はれと見る事が出来る。然し國富統計なるものは、所詮一種の擬制に過ぎないもので無からうか。大正年間に調査せる國富統計に於て、瀬戸内海の産物の金額を市場金利で還元して、瀬戸内海の價格を計算し、それを國富に加算せるが如き、最も其の適例である。假りに國富が現實的のものであるとしても、國富統計は我等の經濟生活を靜的に描寫するに止まるものである。我が國民の富が毎年幾許の發展を遂げつゝありやの問題に關しては、國富統計よりも寧ろ、國民所得を算定して以て動的の研究を試むべきである。國富統計の研究は、それが國民所得の研究と歩調を共にするに及び始めて其の眞價を發揮するものである。

國民所得統計は、或は其の總額について研究し得べく、更に其の分配状態につき研究を進める

事が出来る。我が國民所得が一年何十億圓に上るかを計算し、又は人口數に關聯せしめて一人當り國民所得を明らかにし、以て世界に於ける我國の順位を定むるが如きは前者の立場である。然し國民所得なるものは、世界いづれの國に於ても平等に分配せられてゐないものである。即ち平均所得を中心として、大所得と小所得とが交錯し、茲に國民所得分配の型を生じ、貧富の懸隔の度を異にしてゐるのである。景氣の變動するに伴ひ、平均所得に増減を來すと共に、大中小の各所得の組合はせにも影響を及ぼし、貧富の懸隔の度が自ら異つて來るのである。かくして國民所得分配の型の研究は、貧富懸隔を測定するバロメーターとして役立つものである。國民所得分配の型の研究については、我國に於ては、高田博士が、先鞭をつけ、更に研究を進めてゐられる¹⁾。

所得は綜合概念であるから、各人の受くる總所得の分配に先んじ、各箇の財源より各人の懐に入る箇別所得の分配の問題が考へられるのである。従て國民所得の分配の型を論ずるに當つても、箇別所得の分配の型と總所得の分配の型とを區別する事が出来る。此等國民所得の分配の型が我國の現在に於て如何になつてゐるか、私は我國の具體的材料に基き研究を進めたのである。

第二 箇別所得の分配の型

所得は人的の觀念であつて、或特定の經濟主體に或一定期間内に規則的に入り込み、其の經濟主體が自由に處分し得る收入である。然し所得を箇別的に觀察すれば、或は財産よりの収益なる

1) 現代社會の諸研究、經濟學新講第四卷

事あり、又は勤勞の產物たる事あり、更に勤勞と財産との兩者が共に働いた營業よりの収益たる事があり、其の收入の源泉如何により、之が性質を異にしてゐるのである。故に所得の分配の型を研究するに當つても、それぞれ所得の源泉に溯らねばならぬ。所得の源泉を標準とすると財産所得と營業所得と勤勞所得との三種に分れるのである。而して勤勞所得の中でも官吏の俸給と労働者の給料とは分配の型を異にしてゐるのである。故に我が國民所得の分配の型を財産所得と營業所得と官吏の俸給所得と其他の給料とに區別したのである。

一 財○産○所○得は動産所得と不動産所得との二つに分つ事が出来るが、茲には専ら不動産所得につき研究を進める。蓋し動産所得の重要部分をなす公債社債の利子は第二種所得として源泉に於て課税せられてゐるから、其の分配の状態を知る事が全く不可能であり、更に株式の配當金は株主名簿により調査する事が出来るが、種々複雑なる關係に支配せられ、真相を捕捉する事が出来ない。結局、財産所得の分配の型を捕へるために、問題を不動産所得に限り山林所得と土地賃賃價格との分配の型を調査したのである。

第一表は地租納税額表に基き作製したものであつて、地租を税率四分にて還元し、土地賃賃價格を算定したのである。地主の數約千十二萬に及び、土地賃賃價格の最小なるもの金五圓未満より出發し、最大なるもの二十五萬圓以上に終つてゐる。中位數は土地賃賃價格二十五圓乃至五十圓の階級である。

第三種所得税が山林所得に對し、特殊の課税方法を採用してゐるのを利用し、第二表には山林所得者の戸數を累進階段に基きまとめたのである。

第一表 地租に於ける賃貸價格金額別地主人員表

(昭和七年一月一日現在)

土地賃貸價格金額(圓)	地主人員
5未滿	1,785,764
5—12.5	1,542,986
12.5—25	1,565,020
25—50	1,430,105
50—75	721,158
75—125	725,098
125—175	467,585
175—250	476,138
250—375	514,257
375—500	282,883
500—750	261,344
750—1,250	178,863
1,250—2,500	104,944
2,500—5,000	40,718
5,000—12,500	17,149
12,500—25,000	3,709
25,000—50,000	1,139
50,000—125,000	404
125,000—250,000	73
250,000以上	17
計	10,119,354

第二表 第三種所得税に於ける所得金額別山林所得者戸數表 (昭和六年度分)

山林所得金額(圓)	所得者戸數
1,200以下	6,530
1,200—1,500	504
1,500—2,000	542
2,000—3,000	500
3,000—5,000	328
5,000—7,000	126
7,000—10,000	102
10,000—15,000	53
15,000—20,000	23
20,000—30,000	24
30,000—50,000	16
50,000—70,000	4
70,000—100,000	2
100,000—200,000	4
200,000以下	8,758

山林所得千二百圓以下より二十萬圓まで八千七百五十八戸を數へる事が出来るが、中位數は千二百圓以下に存してゐる。

第一表と第二表とは算定の基礎を異にしてゐるから兩者をまとめて、比較する事は困難である。

然し少くとも次の結論を下す事が出来る。「不動産所得は上下の隔りが非常に大であつて、而も小所得を受くるものが大部分を占め、大所得を受くる者は非常に少數である」と。

第三表 個人營業收益税に於ける營業收益金額別營業人員表 (昭和五年度分)²⁾

營業純益金額(圓)	營業人員
400—800	425,337
800—1,000	76,513
1,000—1,200	49,862
1,200—1,500	50,504
1,500—2,000	46,941
2,000—3,000	39,948
3,000—5,000	25,037
5,000—7,000	7,699
7,000—10,000	4,371
10,000—15,000	2,231
15,000—20,000	824
20,000—30,000	528
30,000—40,000	185
40,000—50,000	92
50,000—70,000	83
70,000—100,000	43
100,000—200,000	24
200,000—500,000	6
1,297,000	1
400—1,297,000	730,229

第四表 俸給年額別軍人人員表

俸給年額(圓)	陸軍	海軍(註)
100—200	4,302	131
200—300	11,851	6,137
300—400		6,144
400—500	6,968	
500—1,000	6,090	7,975
1,000—1,500	4,763	3,666
1,500—2,000	5,083	1,589
2,000—3,000	2,029	1,271
3,220	906	702
4,150	522	338
5,000	152	67
5,800	35	33
6,000	17	
6,600	15	10
	42,733	28,062

國民所得の分配の型を論ず

二 營業所得の分配状態は法人と個人とに分れるが、茲には個人營業收益税のみにつき研究を進める。租税統計に基き次の數字を得る事が出来る。

營業者の數は七十三萬人に上り、營業收益は四百圓より始まり百二十九萬七千圓に及んでゐる。中位數は四百圓乃至八百圓の階段に存してゐるから、不動産所得の場合と同様に、重心は小所得に存してゐると云はねばならぬ。

三 勤勞所得の中で官吏の所得は之を俸給と恩給との二つに分つ事が出来る。

官吏の俸給は之を武官と文官とに分つ事が出来る。第四表は陸海軍々人の昭和六年度に於ける俸給を調べたものである。但し陸軍省は昭和六年度豫算の各目明細書に依つたものであるから、現實の數字とは多少の隔りがある筈である。

2) 主税局第五十七回統計年報書

(註) 海軍省の俸給の中、經常部のみを算定し而して經常部の中より兵は除外したのである。又判任官の中の在監と逃亡とを除く事とした。

陸軍省は總數四萬二千七百三十三人にして、最低百十七圓より最高六千六百圓に及び、中位數は四五百圓の所に位してゐる。海軍省は二萬八千六十三人にして百圓より六千六百圓に及び、中位數は五百圓臺である。陸海軍人の俸給に於ては財産所得と營業所得とに比較して最低と最高との距離が短く、且つ重心が財産所得程には小所得に偏在してゐないのである。

文官の俸給の實例として某府縣廳、及び某大學の職員の俸給を調べたのである。

第五表 俸給別文官人員表 (昭和六年度分)

俸給年額(圓)	某府縣廳職員	某大學職員
600未滿	222	220
600—1,200	440	355
1,200—1,500	60	37
1,500—2,000	40	48
2,000—2,500	19	30
2,500—3,000	9	31
3,000—3,500	7	33
3,500—4,000	3	27
4,000—4,500	1	24
4,500—5,000		29
5,000—5,500		33
5,500—6,000		9
6,000—6,500	1	7
6,500—7,000		1
7,000—7,500		1
8,500		
計	802	885

大學の職員八百八十五人は、六百圓未滿より八千五百圓に及んでゐる。而して中位數は六百圓乃至千二百圓の邊に存してゐる。府縣廳の職員八百二人の俸給は最低六百圓未滿より最高六千五百圓に及び中位數は六百圓乃至千二百圓の所に存してゐる。多少異なる所もあるが、大體に於ては武官と同じ様な分配の型を示してゐる。

普通恩給受給者は昭和五年度に於て九千八百六十九

人に上つてゐるが、その内譯を示すと第六表の如くである。

第六表 普通恩給額別受給人員表 (昭和五年裁定)

恩給年額(圓)	人員
100未満	3
100以上	141
200〃	2,499
300〃	2,374
400〃	980
500〃	1,150
600〃	528
700〃	323
800〃	271
900〃	240
1,000〃	177
1,100〃	122
1,200〃	136
1,300〃	117
1,400〃	66
1,500〃	60
1,600〃	71
1,700〃	112
1,800〃	51
1,900〃	46
2,000〃	50
2,100〃	63
2,200〃	89
2,300〃	29
2,400〃	28
2,500〃	12
2,600〃	19
2,700〃	19
2,800〃	30
2,900〃	21
3,000〃	5
3,100〃	5
3,200〃	10
3,300〃	2
3,400〃	5
3,500〃	4
3,600〃	5
3,700〃	2
3,800〃	3
4,400〃	1
合計	9,869

四 最後に給料所得の分配の型を知るために第七表に東京市並びに近郊町村に於ける労働者十

一萬人の平均日給の調査と東京市職業婦人約一萬五千人の總月收入額の調査とを引用して次の數

第七表 給料別勤勞所得者表

(イ) 東京市及近郊町村に於ける一日平均賃銀別労働者人員³⁾

賃銀(錢)	男	女	計
40未満	492	123	615
40-60	928	1,961	2,889
60-80	2,230	6,357	8,587
80-100	2,930	8,657	11,587
100-120	3,873	5,732	9,605
120-140	4,444	3,153	7,597
140-160	6,280	1,565	7,845
160-180	6,913	982	7,895
180-200	6,512	544	7,056
200-220	7,287	355	7,642
220-240	6,038	252	6,290
240-260	6,010	153	6,163
260-280	5,064	106	5,170
280-300	4,662	69	4,731
300-350	9,076	73	9,149
350-400	5,581	13	5,594
300-450	3,332	8	3,340
450-500	1,713	1	1,714
500以上	2,091	1	2,092
不詳	433	215	648
計	85,889	30,320	116,209

字を得たのである。

(ロ) 總月收入額別職業婦人人員⁴⁾

收入金額(圓)	婦人職業人員數
20以下	1,323
20-25	1,877
25-30	2,493
30-35	2,229
35-40	1,970
40-45	1,454
45-50	1,208
50-60	1,195
60-70	529
70-80	306
80-100	205
100超過	134
計	14,923

國民所得の分配の型を論ず

第三十四卷 八八五 第六號 四三

3) 東京市役所、第三回労働統計實地調査

4) 東京市役所、婦人職業戦線の展望

いづれを見ても最高と最低との幅が狭く、且つ中位數が最高と最低との略中間に位してゐるのを知るのである。

第三 總所得の分配の型

一 財産所得と營業所得と勤勞所得とについて、其の所得の源泉を標準として箇別的に所得の分配の型を研究し、各箇別所得につき各其の特長の存する事を明らかにしたのであつた。然し各人が決して各箇別所得のみを受けてゐるとは限らない、否各個人は同時に官吏たり地主たる事を妨げないのであるから、各種の箇別所得が各個人に重複して存す事はしばしば見る所である。茲に所得の分配の型を捕ふるに當つては、單に箇別所得の分配に止らず、總所得の分配の型をも研究する必要がある。

勿論箇別所得の相互の間には結合の容易なるものと然らざるものとがある。即ち

(一) 財産所得は他の財産所得と結合し易いものである。即ち地主は同時に公債の所有者たり株主たり得るのであつて、此の事が恰も危険分散主義となつて財産保全の目的にかなふのである。

(二) 財産所得と勤勞所得とは結合し易いものである。即ち官吏は同時に公債を所有し、土地を所有し、株券を所有し得るのである。

(三) 勤勞所得と他の勤勞所得とは結合し難いものである。武官が文官を兼ね、教授が會社員を

兼ね、労働者が二つ以上の工場に勤務するが如き事は服務規律の上からも禁止せらるべく、又たとへ禁止がなくても健康上の事情が之を許さないものである。

かくの如く、箇別所得の結合に難易の差のある事は承認せねばならぬ事實であるが、或一定の限界の下に於ては、箇別所得は結合せざるを得ないのである。かくして箇別所得の分配の型は總所得の分配の型に落付くのである。

二 總所得の分配の研究は各人につき、所得のセンサスを行ふ事によつて之を明らかにする事が出来る。然し國民所得は毎年變化するに拘らず、センサスなるものは毎年之を行ふを得ず、且つ所得の事項にセンサスを行ふ事は不適當であるから、センサスに多くの期待をかける事が出来ないのである。其結果として各國では所得税の課税物件たる所得に關する統計を利用して所得分配の型を研究するのである。然し、英國式の源泉課税主義が所得税に採用せられてゐる國に於ては、此の種の調査は困難である。幸ひ我國に於ては第三種所得税に於て綜合課税主義を採用してゐるから、此の統計を利用すれば、總所得の分配の型を察する事が出来る。勿論我が所得税法の綜合課税主義には二つの例外が設けられてゐる。其の第一は第二種甲の「内地に於て支拂を受くる公債、社債若くは銀行預金の利子、又は貸付信託の利益」であつて、源泉課税が行はれてゐる。特に國債の利子は明治四十二年以來全く所得税を免れてゐるのである。例外の第二は、第二種乙にして、課税技術上止むを得ない。尙、法人より受くる配當金、賞與金に付いては久しく源泉課税主

義を行つてゐるが、大正九年の改正により、第三種所得に於て「法人より受くる利益若くは利息の配當又は剩餘金の分配の收入金額より其の十分の四を控除したる金額」に對し綜合課税を行ふ事となつたのである。從て第三種所得の分配のみを以て、總所得の分配を推定する事は不完全の方法である。然し他にヨリ完全なる材料が存しない以上は、第三種所得の分配の型を算定するの
 三 我が所得税法は明治二十年に定められ、其後明治三十二年と大正九年とに大改正が行はれたのである。而して最近の改正は大正十五年三月法律第八號である。故に茲には昭和元年と昭和六年との所得の分配の型を算定し、以て統計の統一を害せざる事を計つたのである。

第八表 所得階段別第三種所得税納税戸數表

所得階段(圓)	昭和一年 納税戸數	昭和六年 納税戸數
1,200—1,500	286,057	182,204
1,500—2,000	185,186	133,971
2,000—3,000	136,564	104,078
3,000—5,000	109,484	84,575
5,000—7,000	35,773	26,991
7,000—10,000	22,648	16,710
10,000—15,000	13,685	9,722
15,000—20,000	5,546	4,099
20,000—30,000	4,595	3,279
30,000—50,000	2,793	1,995
50,000—70,000	957	620
70,000—100,000	531	368
100,000—200,000	411	312
200,000—500,000	163	100
500,000—1,000,000	17	11
1,000,000—2,000,000	8	9
2,000,000—3,000,000	1	1
計	804,419	569,045

第九表 所得階段別第三種所得税納税戸數表(千圓當り割合)

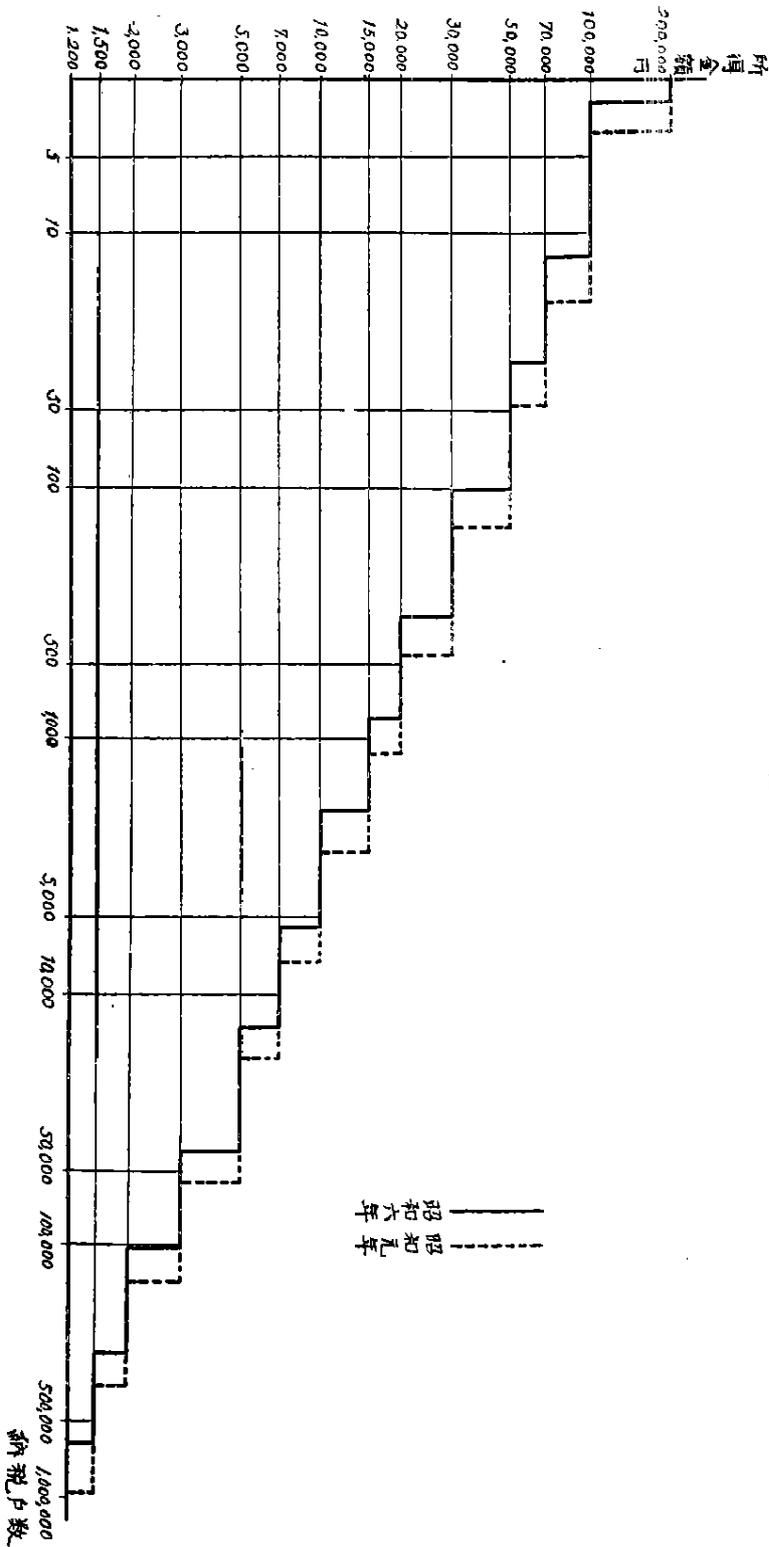
所得階段(圓)	昭和一年	昭和六年
1,200—1,500	953,523	607,346
1,500—2,000	370,372	267,942
2,000—3,000	136,564	104,078
3,000—5,000	54,742	42,287
5,000—7,000	17,886	13,495
7,000—10,000	7,549	5,570
10,000—15,000	2,737	1,944
15,000—20,000	1,109	820
20,000—30,000	459	328
30,000—50,000	140	100
50,000—70,000	48	31
70,000—100,000	18	12
100,000—200,000	4	3

たのである。而して最近の改正は大正十五年三月法律第八號である。故に茲には昭和元年と昭和六年との所得の分配の型を算定し、以て統計の統一を害せざる事を計つたのである。

第八表により、所

得の分配の大勢を知る事が出来るが、之のみでは充分と云ふを得ない。蓋し所得階段の間隔が、最初は三百圓(千二百圓乃至千五百圓)なるに拘らず、其後漸次増加し、終りには百萬圓(三百萬圓乃至四百萬圓)となつてゐる始末である。茲に比較の便法として「千圓當り納税戸數」なる統一的標準に基き算定し、以て第九表を得たのである。

第一圖



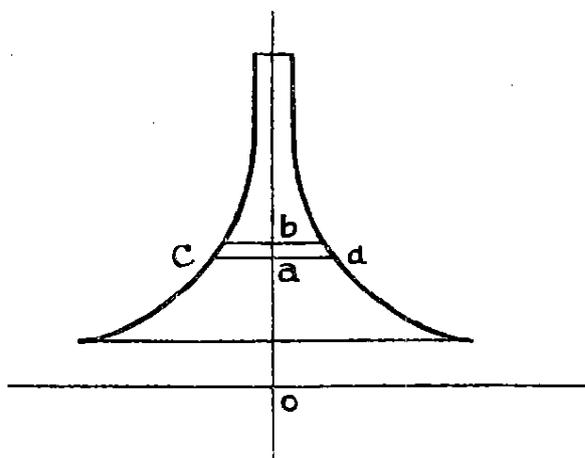
第九表の數字を一層明瞭に示すために第一圖表を作製したのである。紙面の都合上普通目盛を使用する事が出来ないから、獨立變數の所得金額も從屬變數の減稅戶數も凡て對數目盛を採用したのである。パレトの所謂社會の金字塔⁵⁾ (la pyramide sociale) —— 即ち貧民は底をなし、富者は先端をなしてゐる所得の分配の型 —— は我國に於て昭和元年と昭和六年とに渡り第一圖表の如くに現はれてゐるのである。

第四 國民所得の分配の型

パレトの云つてゐる様に、國民所得の分配の型は純粹の經驗的法則 (les lois purement empiriques) である。而して凡て富の分配は個人的事情(社會を組織する人の性質)と社會的事情(社會の組織)と偶發的事情とに依つて支配せられるのであるが、其の結果は社會の金字塔として第二圖表の如き型をとるのである。

第二圖表では大所得者が少數にして、小所得者に至るに従ひ、其の數を増してゐるのである。然し現實の社會に於ては眞の意味の無産者なるものは生存し得ないのであるから、第二

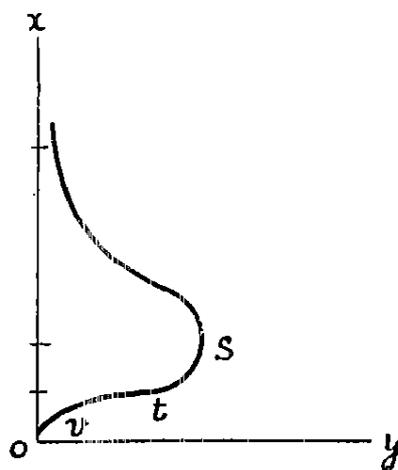
第二圖



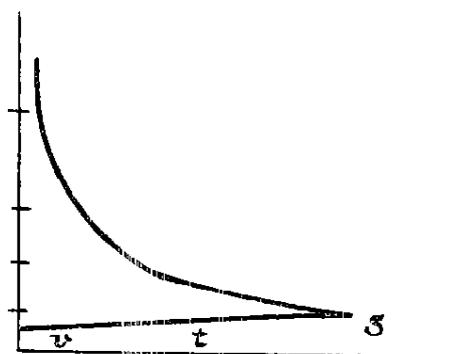
5) V. Pareto, Cours d'économie politique

圖表は第三圖表又は第四圖表に修正せられる事となる。

第三圖



第四圖



合はせをなし、それが集大成した結果、總所得の分配の型を生ずるのである。

國民所得の分配の型の研究方法については昭和五年に東京に開かれた第十九回國際統計協會會議に於て、L. von Bortkiewicz. 教授が貴重なる報告を提出せられたのである。茲には我が國民所得の分配の型につき一應の標準を定める爲めに箇別所得の分配と總所得の分配とに關する根本資料を蒐集したのである。更に進んで L. von Bortkiewicz 教授其他の研究方法を用ひて之が解釋を試みなければならぬ。

國民所得の分配の型については第二圖表をとるか、第三圖表又は第四圖表によるか種々議論もあらう。然し何れの議論によつても此等總所得の分配の型の前には箇別所得の分配の型の存する事を忘れてはならない。箇別所得の分配の型が種々の組

6) Die Disparitätsmasse der Einkommensstatistik